

## 第29回 青森県環境審議会

日時：平成29年12月20日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

（司会）

それでは、ただ今から第29回青森県環境審議会を開催いたします。  
開会にあたりまして、環境生活部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

（鈴木部長）

皆様、こんにちは。青森県環境生活部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。  
本日は、年末のご多用中にも関わらず、またお足元も悪い中、環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃から環境行政をはじめ県政各般にわたり格別のご理解とご協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

さて、本日の環境審議会は次第に記載しておりますとおり、平成29年版環境白書の概要についてご報告しました後、青森県地球温暖化対策推進計画改定（案）及び青森県災害廃棄物処理計画（案）の原案についてご説明させていただくこととしております。

委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

それでは続きまして、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は岩間委員が遅れておりますが、青山委員、佐藤久美子委員、杉澤委員、橋本幸雄委員、長谷河委員がご都合により欠席となっております。現在、31名中25名の委員がご出席されておりますので、会議が成立しておりますことを報告申し上げます。

それでは審議会の運営につきましては条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの進行につきましては熊谷会長にお願いしたいと思います。

熊谷会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

（熊谷会長）

それでは議題に従いまして会議を進めたいと思います。

始めに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は蛭田委員と村上洋一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは報告案件1「平成29年版環境白書」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課長の澤田でございます。私の方から、資料1に基づきまして平成29年版の環境白書の概要につきましてご説明させていただきます。着座して説明いたします。

この環境白書は県の環境基本条例に基づきまして平成28年度における本県の環境の状況、そして環境施策の概要について取りまとめたものでございます。

環境白書本体の方は委員の皆様にも11月に送付しているところでございますが、本日はこの概要で説明させていただきます。

この環境白書の概要の構成は、大きく1ページ目の1「平成28年度における本県の環境の状況」と3ページ目の2「平成28年度における環境施策の概要」となっています。

まずは1の(1)「水環境」でございます。河川、湖沼などの公共用水域の水質を調査した結果、カドミウム、全シアン等、人の健康の保護に関する環境基準については、砒素以外の項目では全地点で達成しています。砒素については、むつ市正津川橋の1地点で環境基準非達成であり、その要因は、砒素を含む温泉のゆう出に由来する自然要因と考えられています。pHや河川などの汚れ度合いを示すBOD等、生活環境の保全に関する環境基準については、87水域中82水域で達成しており、達成率は94%となっています。

(2)の「大気環境」です。常時監視測定局において大気汚染状況を調査した結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、PM2.5などについては全地点で環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、依然として全国同様、環境基準非達成であり、その要因は主に成層圏オゾン層の沈降によるものと考えられています。

続きまして(3)「ごみの排出量」です。県民1人1日当たりのごみの排出量は前年度と比較して20g減少し、1,026gとなっています。これは県と市町村の連携による広報の強化や将来ごみとなる衣類の回収市町村が9から18市町村に増加したことなどによるものと考えられ、40市町村中21市町村でごみの量が減少しております。

続きまして(4)「リサイクル率」です。リサイクル率は15.0%で、前年度と比較して1.5ポイント増加しています。これはごみの排出量と同様、県と市町村の連携による広報の強化に加えまして、平成27年4月からの青森市新清掃工場稼働により、道路の路盤材などとして使用される溶融スラグの生成量や金属類の回収量の増加が大きく寄与しております。

(5)「産業廃棄物の不法投棄等発見件数」です。平成28年度の不法投棄等発見件数は、103件で、前年度と比較して10件増加しています。このうち解決件数は50件で、解決率は48.5%となっております。

(6)「温室効果ガスの排出量」です。2014年度における本県の温室効果ガス排出量は1,562万5千トンであり、前年度と比較して4.6%減少しています。これは産業部

門のエネルギー消費量が8.9%減少したこと、民生家庭部門の灯油使用量が4.9%減少したことなどが原因と考えられます。一方、県の地球温暖化対策推進計画における基準年度である1990年度と比較すると、17.8%の増加となっています。また、県民1人当たりの温室効果ガスの排出量は11.5トンであり、全国の10.6トンの1.09倍となっていますが、これは本県が積雪寒冷地であり、暖房や融雪のため電力や灯油を使用する機会が多いためと考えられます。

次に2の「平成28年度における環境施策の概要」についてでございますが、かいつまんでご説明いたします。

まずは(1)「健やかな自然環境の保全と創造」では、公共用水域の水質汚濁防止対策や白神山地等の自然環境の保全、自然生態系への影響が懸念されるニホンジカ対策などを記載しています。

続きまして(2)「県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり」では、ごみの排出量削減対策やリサイクル推進対策をはじめ、海岸漂着物対策、産業廃棄物の不法投棄等防止対策などについて記載しております。

(3)「暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり」では、民生家庭部門などの各分野における温室効果ガス削減対策を記載しております。

(4)「社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり」では、小学生を対象とした環境出前講座など、環境教育について記載しております。

本県の水環境や大気環境など、総じて良好な環境にあるものと考えております。ごみの排出量やリサイクル率についても、まだ全国との開きはあるものの、ごみの排出量の削減率は全国で5位、リサイクル率の上昇率は全国1位になるなど、徐々に改善している状況にあります。今後も本県の優れた自然環境を守っていくとともに、良好な生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

これについて、吉尾委員から意見があると聞いておりますので、お願いします。

(吉尾委員)

2つあるんですが、私、こういう環境白書とかをよく皆に読んでもらって、この環境問題について考えてもらいたいということだと思っております。今、説明をいただいたような、こういう話が最初のページにあれば分かりやすいと思えました。これ、まず持った時にかなりボリュームがあって重たくて、全部読めと言われてもちょっと困りますので、やはり広く皆さんに知ってもらいたいということが最初のページにあると思えます。

そういう意味では、一番最初のページは知事のメッセージなんですけれども、これ、28年度の知事のメッセージとあまり変わっていませんで、できればやっぱり、今回、十和田湖

の水質は改善されたようなニュースも見たんですけど、やっぱりこういう時、民間の活動のおかげでここが良くなっているとか、やっぱりこういうリサイクル率とかは課題があるのでもっと頑張りましょうとか。その年、その年の目に見えたと言うか身近な出来事を入れてメッセージがあるといいと思いました。

できれば来年の流行語大賞とかにノミネートされるようなキャッチフレーズがついてると、とてもアピールするのではないかと思います。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

今の意見について、どうぞ。

(事務局)

県民に分かりやすい概要版につきましては、今後、内容等を含めて工夫していきたいと思っています。

それから今年度の概要版につきましてはホームページの方にアップさせていただいておりますので、県民の皆さんにぜひ読んでいただきたいと思っています。

ありがとうございました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

それでは、他にご意見ございませんでしょうか。

137ページあるので、全部というのは、一応私は仕事だから全部読みますが、どうぞ皆さん、気が付いたところがあれば。

私の授業で、60人の学生、全学科対象の授業で環境白書の3～4ページをちょっと配りまして読んでもらってアンケートを採ったら、やっぱり誤解をしているような、全国で下というのはびっくりしたと、もうちょっと意識改革をしないとダメだねと。18歳から19歳の1年生ですけれども。やっぱり、「もったいない・あおもり県民運動」、いいなということ、十何人がもうちょっと詳細を知りたいと、どんなことをやっているんだと。私も研究室に送られてくるポスターなども貼っているんですけど、なかなかサッとしか見ないんだなと思って、もうちょっとやることはあるなと、自分ながら思ったりしているんですけども。前向きで、青森県はなかなか住みやすい場所で、地元のことが分かって良かったという意見も結構ありました。

実は、話が逸れますけれども、大学というのは今、地元のことをちゃんと教えなさいということで、どこの大学も皆、工夫をしているはずでございますので、その一環で私もやらせてもらいましたけれども。

他に何かあれば、サラッとでもいいから送られて来たら見ていただければと思います。

ということで終わりにして、次の議題に行きたいかなと思っております。続きまして報告案件2「青森県地球温暖化対策推進計画の改定（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。改定ということなので、ちょっと今までと違うかもしれません。改定（案）ということで、いろんな意見をいただきたいと思っております。ではお願いします。

（事務局）

引き続き私の方から説明をいたします。

まず青森県地球温暖化対策推進計画改定（案）の説明につきましては、資料2-1によりまして、計画改定（案）の概要を説明させていただき、次に資料2-2により温室効果ガスの削減目標やリーディングプロジェクトなどについて詳細に説明させていただきます。そして資料2-3により事前に委員の皆様からいただきました意見等に対する対応方針を説明させていただきます。

今回の県の地球温暖化対策推進計画の改定につきましては、昨年の国の地球温暖化対策計画の策定に伴いまして、平成22年度に策定しました県の計画を見直すこととしまして、これまで有識者等で構成いたします青森県地球温暖化対策推進協議会や庁内推進本部のワーキンググループなどで検討を経まして、この度、計画改定（案）を環境審議会に報告するものとなったところでございます。

それでは資料2-1をご覧ください。大きな構成としましては、左端の第1章、計画策定の趣旨と構成から右端の第9章計画の推進体制までとなっております。現行計画の構成に右上にあります第8章地球温暖化への適応策が追加された形となっております。なお、主要な改正部分として、第6章、第7章、第8章については、私からの説明の後で資料2-2で補足して説明させていただきます。

まず第1章の計画策定の趣旨と構成からでございます。

国はパリ協定や日本の約束草案を踏まえまして、2030年度の中期目標として温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する地球温暖化対策計画を2016年5月に策定しました。また、地球温暖化による気候変動の影響に対する対策であります適応策についての計画であります気候変動の影響への適応計画を策定しております。

これらを受けまして、県では、国の地球温暖化対策計画に即して現行計画を見直すこととしました。計画の目指す姿として、図がございますが、下から、国際的な取組や国の取組、そして県民・事業者・行政等により地球温暖化対策である緩和策と適応策が施されることにより、目指す将来像として、あらゆる主体の連携・協働による青森県の地域特性を活かした安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成を目指します。

次に第2章の計画の基本事項です。

この計画は地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に位置づけられております。計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン等、7物質となります。また計画期間は来年度の2018年度から2030年度までといたします。なお、国の動向等を

踏まえまして、適宜、計画を見直すこととしております。

次に第3章、計画策定の背景でございます。

地球温暖化が及ぼす影響については、国連の組織であるIPCCが2014年に取りまとめた第5次評価報告書や国の気候変動の影響への適応計画などにに基づき、新しい情報に置き換えております。例示として、1898年から2013年における年平均気温が100年当たり1.14度上昇しているなど、わが国の平均気温や気候変動の影響などについて記載しております。

また、地球温暖化対策の動向についても、現行計画以降の新しい情報を追加するなどして修正しております。

次に第4章、本県の自然的・社会的特性と地域ポテンシャルです。

本県が有する地域ポテンシャルである風力など豊富な再生可能エネルギーなど、3つについては変更はございませんが、これらについても新しい情報を追加するなど修正しております。

第5章の温室効果ガス排出状況については、環境白書でも触れましたので省略いたしまして、第6章の温室効果ガス排出量の削減目標でございます。

国と同じ2030年度までに、基準年度2013年度比で31%削減することとしております。詳細につきましては、後でまたご説明いたします。

続きまして第7章でございます。目指すべき将来像の実現に向けて、本県の地域ポテンシャルや地域課題解決に向けた視点、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、リーディングプロジェクトを表のとおり7つ設定するとともに、表の4つ目以降の地域課題解決に基づく4つのリーディングプロジェクトに、県が今後概ね5年間、戦略的・集中的に推進する重点取組を新たに設定いたします。

次に第8章、地球温暖化への適応策です。新たに追加した章となります。

適応策とは、地球温暖化により既に起こりつつある、又は起こり得る気候変動の影響に対する対策のことです。ここでは本県の適応に関するこれまでの取組や本県の適応に係る今後の方向性について記載しております。

最後の第9章、計画の推進体制です。

まず進行管理体制として、計画の着実な推進を図るため有識者等で構成する青森県地球温暖化対策推進協議会で計画の評価、進行管理を行います。県の取組については、庁内推進本部において部局横断的な取組を進めるとともに進行管理を行います。また、計画の実施体制については、各主体の取組が積極的に実践されるよう、もったいない・あおもり県民運動推進会議による県民運動を展開するとともに、市町村や青森県地球温暖化防止活動推進センター等との連携・協力により地域における県民等の取組を推進することとしております。

以上、私からの説明は終了いたします。

(事務局)

環境政策課の福田です。私の方からは資料2-2で改定部分の主なもの、第6章の2「削減目標の設定」、それから第7章の3「施策体系とリーディングプロジェクト」、それから第8章の2「影響分野に対する適応策の方向性」について説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

それではさっそくですけれども、資料2-2の39ページをご覧ください。第6章の2「削減目標の設定」についてです。平成23年3月策定の現行計画の削減目標は、2020年度までに1990年度比で25%削減としているところであり、現在の国の目標は、資料をめぐって40ページの下段に参考として記載しておりますけれども、2030年度において2013年度比26%削減としているところです。

そこで今回、削減目標の見直しをしたわけですが、資料39ページに戻っていただいて、目標値の設定の考え方です。2段目の「また」以下になりますけれども、「県の目標設定に当たっては、国の地球温暖化対策やエネルギー政策の方向性と整合を図る必要があります。このため、国の地球温暖化対策計画に示されている温室効果ガス削減目標を基本に、以下のような手順に沿って算定した本県の温室効果ガス排出削減可能量を踏まえて、削減目標を設定します。」としております。

手順ですが、まず①です。目標年度における将来排出量、B a Uの推計を行います。こちらは資料の34ページに説明があるところですが、B a Uとは現状からの特段の対策を行わない場合の将来予測ということで、その推計結果については35ページの表5-5のとおり、大きい区分ではエネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、それから二酸化炭素以外の3つに、それをさらに産業部門などの10の項目、それぞれの2030年度の排出量を推計しまして、製造品出荷額、事業所等の延べ床面積、世帯数等の活動量の見込みから、合計では16,569千トンCO<sub>2</sub>と、新しい基準年度である2013年度の16,373千トンCO<sub>2</sub>に比べ1.2%増えるという推計がされました。

次に②ですが、国の地球温暖化対策計画における排出削減見込み量を反映させた部門別削減量の推計ですが、国の地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠に掲げられている対策、施策による排出削減見込み量は、基本的に見込みどおり削減され、本県にも反映されるものと想定し、全国と本県で当該対策・施策による削減方法が異なることが見込まれる場合は、本県での削減効果を考慮して推計しました。

推計の結果、国対策の地球温暖化対策計画における排出削減の見込み量を反映した削減量は4,866千トンCO<sub>2</sub>になったところです。国対策後の将来排出量は11,702千トンCO<sub>2</sub>になりますので、2013年度比では28.5%相当の削減ということに、②の段階ではなっております。

次に③の県独自の施策効果を反映させた部門別削減量の推計をします。国と地方公共団体の対策は一体的な推進が求められることから、県の対策については国対策による削減効果が十分反映されるための底上げ・強化策として捉え、削減効果を推計しております。

推計の結果、県独自の施策効果等による削減量は402千トンCO<sub>2</sub>となりました。

②の国対策とこの県対策後の将来の排出量を足して引いたところ、11,300千トンCO<sub>2</sub>となっております。

めくっていただいて40ページになりますけれども、④の目標値の設定です。先ほどの②国の地球温暖化対策計画における排出削減見込み量を反映させた削減量、4,866千トンCO<sub>2</sub>に③の県独自の施策効果等による削減量402千トンCO<sub>2</sub>を加えた削減量合計は、5,269千トンCO<sub>2</sub>と推計され、これを2030年度のBaU、16,569千トンCO<sub>2</sub>から差し引くと、2013年度比31%減に相当したことから、国の対策・施策にも対応した目標値として31%を今回、掲げることにしたところです。

そのことから、結果としては県対策分としては2.5%相当の削減をするということになります。

国の目標である26%よりも高い削減目標になったわけですが、資料には記載しておりませんが、2030年度のBaUについては、県試算では国は2013年度比で8.9%の増、県は1.2%程度の増ということで、発射台の位置が違うということで、結果として国を上回る削減目標となりましたけれども、削減幅ということで考えますと国と同程度ということになっております。

続きまして47ページをご覧ください。第7章の3「施策体系とリーディングプロジェクト」です。

(1) 施策体系、施策の全体像ですが、資料をめくっていただいて49ページに体系図があります。また87ページからの資料編にある部門別地球温暖化施策(緩和策)については、施策ごとの県の担当課、主体ごとの役割、県による取組の概要を掲げているところです。

(2) のあおもり型低炭素社会を目指すリーディングプロジェクト「低炭素あおもりプロジェクト」と重点取組の説明に入ります。①のリーディングプロジェクトです。リーディングプロジェクトは各種施策のうち、本県の地域ポテンシャルと地域課題解決に向けた視点に加え、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、目指す将来像の実現に向けてこれから取り組むべき施策の方向性について整理したものです。

また、県民、事業者、行政等による総合的な取組の効果を把握するために、各プロジェクトには可能な限りモニタリング指標を設定し、そして、この計画はその指標の実績値の確認による進捗管理を行いながら施策の展開につなげていくこととしております。

2番目の重点取組ですが、こちらが今回、新たに設定したもので、各リーディングプロジェクトの中でも計画に掲げた目標の達成に向けて、県が概ね5年間、戦略的・集中的に推進する取組として、次の3つの項目を踏まえて設定しています。

黒ポツの1つ目ですが、2014年度の県内の温室効果ガス排出状況等から、産業、業務その他、家庭の各部門における温室効果ガス排出削減が喫緊の課題であるもの、2つ目ですが、温室効果ガス排出量の削減に取り組むためには、家庭、企業、地域等におけ



る環境配慮行動を促していく必要があることから、県民運動の推進や小中学生等の環境教育など充実・強化させる必要があるもの、3つ目ですけれども、ライフスタイルの転換や低炭素社会づくりに向けた仕組みづくりをはじめ、継続的・中長期的に推進すべき取組など、2030年度を見据え、計画当初から対策を講じる必要があるもの、というふうになっております。

重点取組には、取組の成果指標として可能な限り対策評価指標を設定するとともに、概ね5年程度の目標値も併せて設定し、取組状況の見える化を図りながら進行管理を行うこととしております。

48ページになりますけれども、なお、この重点取組は部門共通対策を含め、地域課題解決に基づく4つのリーディングプロジェクトにおいてそれぞれ設定し、地域ポテンシャルに係る3つのリーディングプロジェクトについては青森県エネルギー産業振興戦略等の各分野の個別計画等に基づき推進することとしております。

これらの関係については、50ページにあります図7-1、地域ポテンシャル、課題とリーディングプロジェクト、重点取組との相関図をご覧くださいと思います。

左上の黄緑の部分になりますけれども、リーディングプロジェクトには再生可能エネルギー資源、農林水産業、森林資源といった本県が有する地域ポテンシャルを生かした施策の展開、3分野と、その隣になりますけれども産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門と部門共通を加えた5部門に係る地域課題解決に向けた施策の展開という、2つの視点により1分野1部門別に1つのプロジェクトに整理した上で設定しております。ただし、地域課題における産業部門と業務その他部門は取組が重なることから、同一プロジェクトとして整理することとして、7つのプロジェクトになっているところです。

時間の関係もありますので、7つのプロジェクトのうち61ページのプロジェクト5、低炭素型住宅ライフスタイル推進プロジェクトについてご説明したいと思います。

こちらは家庭部門対策になります。枠で囲んだ概要の2段落目ですけれども、このプロジェクトでは住宅の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い機器、設備等の導入促進により地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりの推進と、地球温暖化防止活動推進センター等との連携による県民に対する低炭素型ライフスタイルの実践に向けた普及啓発の取組の推進を図るプロジェクトです。

具体的取組として4つ掲げておまして、1つ目の、厳しい環境に対応した青森型省エネルギー住宅の普及促進としては、まず県、市町村、県民、住宅関連の事業者の取組を掲げております。特に県民にはヒートショックを抑制し、健康に暮らすことができる住宅の形成として有効な既存住宅の高気密・高断熱化改修に努めます、と。また住宅の新築、リフォーム及び住宅設備機器の導入に当たっては、省エネルギー性、再生可能エネルギー設備利用に着目し、省エネルギー化に努めます、としているところです。

次、2番目としては、長寿命化、省CO<sub>2</sub>対策の促進としては、県、県民、住宅関連事業者の取組を掲げているところです。特に県民としては、住宅の新築に当たっては長期優良住

宅制度の活用及び省エネルギー性の高い機器、設備等の導入に努めます、というふうにして  
おります。

3のZEH、再生可能エネルギー活用等新技术への対応促進では、県の取組だけを掲げて  
いるところです。

4つ目の低炭素型ライフスタイルの実践に向けた各主体連携による普及啓発の推進につ  
いては、県、青森県地球温暖化防止活動推進センター、環境NPO、それから青森県地球温  
暖化防止活動推進員（あおもりアースレンジャー）、それから県民、事業者、環境NPO、  
それぞれの取組を掲げ、特に県民としては地域における環境に係る普及啓発の機会を積極  
的に利用するなどして、地球温暖化問題や省エネルギー対策についての理解を深め、低炭素  
型のライフスタイルの実践に努めます、としております。

こちらのプロジェクト5の施策の進捗管理を行うモニタリング指標としては、3つ設定  
しているところです。家庭部門における世帯当たりのCO<sub>2</sub>排出量、それから家庭部門にお  
ける1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量。これについては直近の実績値が2014年度になっており  
ます。それからあおもりエコの環スマイルプロジェクト登録県民数については、2016年  
度が直近値の実績となっており、こちらを毎年度進捗管理していくことになります。

またプロジェクト5は地域課題解決に向けた視点による施策の展開ということで、重点  
取組を設定しています。省エネ住宅、設備等の普及促進及び家庭における環境配慮行動の促  
進ということで、取組は大きく2つ、1つは省エネ住宅の普及、ZEHのモデル構築及び普  
及、もう1つは県民の環境配慮への意識啓発、環境配慮行動の継続的な実践の促進です。1  
つ目の省エネ住宅設備等の普及促進及び家庭における環境配慮行動の促進では、積雪寒冷  
地に対応したゼロエネルギーハウスの普及のため、太陽光発電、地中熱等の活用に加え、H  
EMSを導入した高气密、高断熱住宅モデルを作成する。

それから2つ目の県民の環境配慮への意識啓発、環境配慮行動の継続的な実践の促進と  
しては3つ掲げています。1つは啓発対象の設定、効果的啓発ツールの活用等により環境に  
やさしい暮らし方の普及啓発を図るとともに、家庭における電気使用量等の削減を競うチ  
ャレンジ事業など、節電促進の取組の実施。

2つ目として、あおもりエコの環スマイルプロジェクトの拡大に向けて、青森県地球温暖  
化防止活動推進センター等と連携し、県民、事業者、団体等への普及啓発の実施。

3つ目として、商店街における普及啓発活動と地域の事業者と連携した県民向け環境配  
慮行動の促進等に向けた普及啓発を行うということにしております。

こちらの重点取組の対策評価指標ですが、3つ、省エネ基準を充たす住宅ストックの割合、  
それから新築住宅における認定長期優良住宅の割合、それからあおもりエコの環スマイル  
プロジェクト登録県民数となっております。

上2つの指標については、青森県住生活基本計画、これは平成29年3月に改定した計画  
ですけれども、こちらに掲げている指標を用いております。3つ目のあおもりエコの環スマ  
イルプロジェクト登録県民数については、モニタリング指標にも掲げておりますけれども、

こちらは県としても目標に向けて取り組んでいることから、対策評価指標にも設定しているということになっております。

なお、重点取組が概ね5年間、戦略的・集中的に推進する取組と説明したところですが、目標年度が平成37年度や平成32年度としているものもあります。こちらの目標年度は、この計画のために新たに設けたものではなくて、既存のものを取り入れていますので、ちょうど5年後の目標となっていないものがあるということになっております。

このように、プロジェクト5を例に挙げて説明しましたが、7つのプロジェクトそれぞれに各主体に期待する取組を掲げ、それらの取組の進捗管理としてモニタリング指標、そしてリーディングプロジェクト4から7については地域課題解決に向けた視点ということで重点取組を設定し、そしてこれは県の取組ですから、成果指標である対策評価指標を設定し進捗管理をしていくこととしております。

続きまして、72ページをご覧ください。

第8章、地球温暖化への適応策です。

本文に入る前に、今回、この第8章を新たに設けた経緯を簡単に説明いたします。まず近年、気温や雨、雪の降り方などが大きく変化してきていると、そして日本全国でこの気候の変化によって様々な影響が出始めていると。それは農林水産業への影響や水環境や水資源への影響、自然生態系への影響、それから人の健康への影響です。こういった気候変動への対策としては、緩和と適応に大別されます。緩和というのは気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組でありまして、適応というのは既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対して、自然や社会の在り方を調整する取組と言われています。

国はこれまで緩和を中心に対策を進めてきたところですが、気候が温暖化していることには疑う余地がないということになりまして、気候変動の脅威に対応するため、適応についても進める必要があるということで、平成27年11月に適応計画を策定したわけです。

本県の現行の地球温暖化対策推進計画も緩和策が中心になっていますが、国の適応計画では地域での適応の推進ということで、基本戦略として地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定、普及啓発等への協力等を通じ、地域における適応の促進を図るとしているところです。

しかしながら、地方公共団体における適応計画の策定については、現在は法制化の検討がなされている状況でありまして、まだ義務化されているわけではございません。

そういったことも踏まえ、本県の適応計画としては、この青森県地球温暖化対策推進計画の一部に適応策を位置付けることとして、今回、「1. 気候変動に対する適応策の必要性」と「2. 影響分野に対する適応策の方向性」からなる第8章、地球温暖化への適応策を設けたところです。

それでは72ページになりますけれども、まず1の気候変動に対する適応策の必要性で

は、国の適応計画に記載の気候変動の主な影響の紹介、75ページからは(3)本県との気温等の変化と将来予測ということで、気象台データに基づいた気温の変化や降水量の変化、降雪の深さの変化について、これまでの推移と将来予測について記載しました。

年平均気温では、青森市では100年当たり1.9度の割合で上昇、降水量の変化では県内の1時間降水量30mm以上、50mm以上の発生回数は、年ごとのばらつきが大きく変化傾向は見られないけれども、日降水量、100mm以上の発生回数は増加する傾向が明瞭に現れるなど、気象台が発表しているデータにより本県の気候の変化と将来予測を示しております。

そして80ページになりますけれども、2の影響分野に対する適応策の方向性になるわけですが、まず表のとおり、本県の適応に関連するこれまでの主な取組ということでまとめています。これは各部局照会の上、適応に関連するこれまでの主な取組として、各分野で既に行われている施策について、国の適応計画に示されている分野別、項目と区分に合わせて整理したものであって、本県の気候変動の影響の適応策として位置付けたものです。

かいつまんで説明をしますと、農業では、水稲であれば他産地米との競争力のある水稲品種の育成ですとか、果樹であれば近年の気候変動等に対応したリンゴの高品質安定生産のための結実の安定確保、技術開発や温暖化による果実等の障害の発生防止と持続的な生産を可能とするための青森型樹形の開発。自然生態系では、ニホンジカに対する危機意識の啓発。自然災害では、大雨災害等の逃げる経路、孤立集落を作らない経路を確保するための所管ごとの危険個所を統合したマップの作成などです。

そして81ページの(2)の本県の適応に係る今後の方向性ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、国の適応計画に掲げる地域での適応の推進というところを踏まえ、気候変動の影響や規模、及びそれに対する脆弱性は影響を受ける側の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等の地域特性により異なるということ。また適応策として、各地域がそれぞれの特徴を生かした新たな社会の創生につなげていく視点も重要であることから、その影響に対して講じられる適応策は地域の特性を踏まえるとともに、地域の現場において主体的に検討をし取り組むことが重要になります。

しかしながら、地域レベルの気候変動の将来予測は不確実性が大きく、分野ごとの本県への影響予測については十分な知見を有していない状況であるということも踏まえ、82ページになりますけれども、本県の適応の推進については国が設置した気候変動情報プラットフォームの活用など、まずは情報収集に努める。そして国の適応計画に基づき継続的に行うとされている気候変動とその影響の観測・監視や予測と、関係府省庁において実施される具体的な施策を踏まえ、1つとして、本県における気候変動影響のリスクの把握整理、2つとして、分野ごとに既往の適応策と今後実施すべき施策の整理、3つ目として、適応策に関する進行管理の仕組みを検討した上で推進していくというようなまとめ方をしているところです。

駆け足になりましたけれども、以上、資料2-2の説明を終わります。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

(事務局)

では続けて資料2-3について説明します。環境政策課、上村と申します。よろしくお願  
いします。

資料2-3については、事前にいただきましたご意見、ご質問に対する対応方針というこ  
とでございます。温暖化関係では、吉尾委員、貝森委員のお二人の委員から質問をいただい  
ております。

まずは吉尾委員からのご質問についてです。1つ目は、リーディングプロジェクトと重点  
取組についてでございます。「リーディングプロジェクト、1から3に重点取組と対策評価  
指標がないのはどうしてか」ということですが、先ほど計画案のところでも説明をし  
たとおり、重点取組は7つのリーディングプロジェクトのうち地域課題解決に向けた4つ  
のプロジェクトのみに設定しています。それ以外の地域ポテンシャルを生かしたプロジェ  
クトである1から3については、既に青森県エネルギー産業振興戦略など、ここに記載の各  
分野の個別計画が存在し、この個別計画に基づき取組を推進していくということとしてい  
ることから、改めて重点取組、対策評価指標は設定していないというものです。

2つ目はモニタリング指標についてでございます。「モニタリング指標として記されてい  
るのは実績値だと思うが、本来の指標、プロジェクトの推進成果を把握する指標はないので  
しょうか」ということです。

回答の3行目の部分でございますけれども、モニタリング指標は、県民、事業者、行政等  
による総合的な取組の効果を把握するためのものであり、その指標の実績値の確認により  
この計画の進捗管理を行い、施策の展開につなげていくというものです。つまり、このモニ  
タリング指標については今後も毎年、これらの指標の最新値を把握していくものであり、こ  
れによってプロジェクトの推進につなげていきたいと思っています。

3つ目は、重点取組に設定している対策評価指標についてです。まず「目標値が“増加”  
というふうになっていて具体的な数値がないものがあるが、今後設定するのか」というご質  
問ですが、できるだけ具体的な目標値を設定した方が望ましいというふうに考えてお  
りますので、現時点で設定できないものについても今後目標値を設定できるものについて  
は設定していきたいと考えています。

もう1つ、「これらの対策評価指標が達成されれば、マイナス31%というチャレンジ  
的な目標が達成できることになるのか」というご質問です。

回答3行目の「また」以降のところですが、モニタリング指標とは別にリーディン  
グプロジェクトの中に新たに設定する重点取組についても成果指標として対策評価指標を  
設定します。これは、先ほども説明をしましたが、概ね5年程度の目標値を設定する

ということで、取組状況の見える化を図るというものです。つまり、概ね5年ということで、ストレートに2030年に31%減と、そういう目標値に直接的につながるものではないというものです。

それから、下段のとおり、本計画の削減目標値は、国の計画を踏まえて設定をしています。先ほどの計画本体の説明でも触れましたけれども、国及び県の対策による削減効果としては、国の計画と同程度の削減幅を県の計画でも見込んでいます。また、削減目標31%のうち、28.5%は国対策による削減効果、残りの2.5%が県対策による削減効果となっています。

したがって、国の計画に掲げられる各対策が着実に実行されるということが前提ではありますが、目標達成に向けて、県としても国の対策と併せ県の計画に基づき着実に取組を進めることとしています。

続きまして、貝森委員からのご質問への対応方針です。資料の2枚目、3枚目になります。

まず地球温暖化防止活動推進員についてのご質問です。「推進員は現在何名が実際に活動をしているのか。また普及啓発を一層推進していくためには推進員を増やしていく必要があるのではないか」というご意見です。

地球温暖化防止活動推進員は県が委嘱しているものですが、現在は35名の方を委嘱しているところです。活動状況については、2段落目のとおりでございますが、全体の大体7割から8割程度の方が地域での啓発活動を実際に実践されているというような状況です。

委員のご意見のとおり、県としても地域での啓発活動の一層の推進のため推進員の拡大にも努めていきたいと考えています。

次に環境教育に関して4点でございます。①として、児童・生徒の省エネ等の意識の実態についてでございます。資料でいうと項目の5番のところになりますけれども、昨年11月に環境に関する県民・事業者意識等実態調査を実施し、この調査で児童・生徒も調査対象としたところです。その結果、温暖化問題に関する関心度については、約70%が比較的高い関心を持っているという結果となっておりますが、県としては環境に配慮した取組の実践につながる環境教育の推進が今後重要であるというふうに考えています。

次の②環境出前講座の受講者数の地域の偏りについてのご質問です。

地域別の実施回数は表のとおりでございますけれども、全体として増加傾向にあります。弘前地域が中でも多い状況となっておりますが、少ない地域については県をはじめコーディネート機関等において出前講座のPR等を行い、県全体としてバランスよく実施できるようにすることが今後重要と考えています。

続きまして3枚目に移りますけれども、③環境教育専門員、1人当たりの受け持つ出前講座の数ということですが、1回の講座に2人の専門員がつくこととなりますので、それで計算をしますと平均約6回という状況となります。

最後の④でございます。「これからの環境教育のあり方として、持続可能な開発のための

教育、いわゆるE S Dの考え方が必要であり、地域の担い手である環境教育専門員の資質向上やスキルアップが必要であると考えているが、いかがか」ということに関してです。

回答の中段以降になりますけれども、県が実施する環境出前講座の各プログラムには、E S Dのねらいも含まれており、環境教育専門員スキルアップ研修会やレベルアップ研修会といった研修の機会も提供しているところでございます。また、E S Dについては環境教育専門員の皆様のご要望等も踏まえ、今後の研修テーマの1つとして検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、E S Dに関してですが、この計画を最終的にまとめる段階ではいくつかのコラムを設ける予定にしておりますけれども、そのコラムの1つとしてE S Dも取り上げて、その考え方等を簡単に計画の中で触れていきたいと思っております。

資料2-3については以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

吉尾委員と貝森委員、よろしいですか。

(貝森委員)

丁寧な説明、ありがとうございます。

(熊谷会長)

吉尾委員はどうですか。

はい、ありがとうございます。

それでは他の方、何か意見がありましたらお願いいたします。

(関下委員)

風力発電であるとか太陽光パネルの推進ということですが、当然のことだと思うんですけども、青森県の場合、渡り鳥が全て通過するという位置付けになっていますので、北から来るもの、あるいは南から北へ渡っていくものが全て、というよりほとんどが青森県を通過するわけですから、他県に比べてバードストライクであるとか、それからあとはコウモリなどに対するバードストライクという問題が風力発電にはありますので、この資料の中ではメリットは書いてあるんですがそれによるデメリットという部分は書き込まれていないんですね。ですから、それをこれで扱うのか、それとも個別の、元々青森県が持っている鳥獣保護であるとか、そういうところで扱っていくのか。ちょっとその立場というのをはっきりさせていた方がいいのかなと思います。

現に青森県ではもう既に国の天然記念物になっているオジロワシなどが下北の方でバードストライクで亡くなっていますし、実際、調べて歩くと、水辺に立っているような風力発電のところであれば、秋田がこれで調べたんですが、ものすごい数の鳥がぶつかって死んで

いますので。そういうのを考えると、そういうデメリットもあります。

それから太陽光パネルなども、水辺に近いところなんかですと赤トンボの類、ばらまき型というんですが、飛びながら卵を産むやつが太陽光パネルが水に見えちゃうんです。池に見えちゃうので、かなりトンボ類に影響があるんだろうと言われてますし、移動性のある、例えばゲンゴロウとか、ああいう田んぼで暮らしている昆虫類が移動する時に、次の水辺を探して移動していく時、やっぱり太陽光のパネルの中に入って来て、そこで息絶えているという事例も発表されつつありますので、なんであっても、必ず、何かメリットがあればデメリットもあるという考え方の上で、それをここで扱うのか、それとも青森県の手持っている他の保護策で扱っていくかという立場を、少しはっきりさせた方がいいのかなと、これを見ていて感じました。

(熊谷会長)

お願いします。

(事務局)

今の関下委員からのお話ですけれども、ご承知のとおり風力発電の設置とかは環境アセスメントをやりますし、あと一方で、貴重な野生動植物につきましてはレッドデータブックとかでも取り扱っておりますので、そちらの保護の方は保護の方、規制の方は規制の方で取り扱っていきまして、こちらは本県の強みである再生可能エネルギー資源が豊富だということの整理をしたいと考えております。

(関下委員)

かなり環境教育に力を入れていただいている、これはとてもいいことだと思うんですけども。環境の出前講座という形でやると、子どもたちは意外とイベントとして捉えちゃって、面白かったで終わっちゃって、なかなか身に付かない部分があるんですね。例えば、それが低学年の子どもたちの算数の部分で、例えば $2 \times 2$ を覚える時に、リンゴ2個、それが2皿あります、何個ですかという掛け算、 $2 \times 2$ をやるんだったらば2つの大きいペットボトルを目の前に置いて、それが2つ山があったら4個だよと。それを持ってみたら邪魔くさいよねと。だからごみを出さないようにしようねというのがヨーロッパ型の勉強の仕方。わざわざ、そこに環境教育という場を設定するのではなくて、日常的な学習の中に取り込んでいくという取組が他の国では非常に盛んになっていますので、この出前講座という考え方よりは、学校の日常的なプログラムの中にどのようにこれを潜り込ませていくかということ、ちょっと教育畑の方と研究していただければなと思います。

(事務局)

今、まさに関下委員がおっしゃった環境出前講座の方で、まさにプログラムの1つとして、いかにごみを出さないで買い物をするかというプログラムがございます。そして今、それこ



そちょうどなんですけれども、3つのプログラムがあるんですけれども、その改正を今、やっております、その辺を、今、委員からお話をいただいた件についても情報提供して、いいものを創っていきたいと考えております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(藤委員)

環境教育の部分、あとE S Dの関係ですけれども、これはわりと悩ましいものがございます、環境教育をわりと長い間実践されている方、元々E S D的な考え方、価値観を共有されているわけです。ですので、環境教育と言った時にE S D的な考え方を既にお持ちで実践されている方もいらっしゃると思います。

E S Dに関しては、ご存知の方も多と思いますけれども、2002年以降、E S Dの推進という形で急速に普及が進んでいるわけですけれども。わりとこれは国連の専門用語的な部分があって、一般の方々に説明をするのに非常に難しいと。国連の政策の部分も説明をしないと理解してもらえない部分がありますので。例えば環境省ですと、環境教育E E / E S Dというような表現を用いたり、そういうようなことをされているので、環境教育の考え方というのを、どこかで、先ほどおっしゃっていたコラムで示すというのも1つかもありません。

あともう1つ、これは話題が逸れてしまうかもしれませんが、この温暖化計画を、まあE S D等と連動させて普及していくには、むしろ持続可能な開発目標、SDG s とこの削減計画がどう関連していくかというようなことをコラムで書かれた方が、なお産業界等を巻き込んで普及していく上では、私の私見ですけれども、役に立つのではないかなと思います。

すいません、少し長くなりましたけれども。

(熊谷会長)

どうぞ、何かあったら一言。

(事務局)

その辺につきましても、コラムを今作っている最中でございますので、検討をさせていただきます。ありがとうございます。

(熊谷会長)

ありがとうございます。98ページに書いてある温暖化対策の推進協議会の役割のところ、進捗状況の評価及び必要に応じた連絡調整ということと、庁内推進本部、100ペー

ジにある、こういうのはこれから、先ほど言ったように自然環境と太陽光パネル、風力もそうですが、どうするかという話が出て来ると思いますので、ぜひ、こういうメンバーの方、やっぱりESDを狙ってやっていくべきではないか、そういう時代になってきたのかもしれない。こういう改定というのを聞きながら。

やっぱり1個だけ目立てばいいという時代ではなくなったので、いろんなものを考えながらというのが、今、先生がおっしゃった話、そういうことだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

他にございますか。どうぞ。

(進藤委員)

削減目標のところでは31%ということが出てきたんですけども。先ほどの資料2-3のところに出てきたところで、下から4行目、県の削減目標の31%減のうち、28.5%がこれらの国の対策ということで、残りの2.5%が県の対策ということなんですけれども。

この辺がちょっと理解できなかったのでご説明というかお願ひしたいんですけども。これを、この数字から読んでしまうと、青森県は何もやらなくても国の施策だけやっていたら28.5%削減になるというふうに読めるんですが。青森県としてはどういうふうにこれを、この数字を理解しているのか。ちょっと説明をお願いします。

(事務局)

まず28.5%の国の対策があるわけなんですけど、これは国の計画の中に削減の根拠という資料がございまして、それに基づいて本県に当てはめた場合どうなるかということで、結果的に28.5%削減になるということでございます。

ただ、この28.5%というものも、ただ黙っていれば自然に減るということではなくて、県のいろんな施策、対策と一緒にやってやることで28.5%も可能になるものというふうに考えております。

(進藤委員)

数字って結構独り歩きしてしまう傾向がありますので、その辺のことも周知していただきたいと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございますか。今日、会議が終わってから見ていただいて、意見がございましたらメールとかでお願ひしたいと思います。

それでは次の議題に行く前に休憩を5分ほど取りたいので、45分から再開ということでお願ひしたいと思います。

<休憩>

(熊谷会長)

それでは会議を再開いたします。

続いて報告案件3「青森県災害廃棄物処理計画(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

青森県災害廃棄物処理計画(案)の説明につきましては、地球温暖化対策推進計画案の説明と同様で、まず資料3-1により計画案の概要を説明させていただき、次に資料3-2によりまして補足が必要な部分につきまして詳細に説明をいたします。そして資料3-3によりまして、事前に委員の皆様からいただきました意見等の対応方針を説明させていただきます。

今回、策定いたします災害廃棄物処理計画でございますが、東日本大震災などで多量に災害廃棄物が発生したことなどを踏まえまして、災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理の推進を図るため、災害廃棄物処理計画を策定することとしまして、熊谷会長はじめ国立環境研究所や青森県産業廃棄物協会等の専門家の皆様などで構成いたします青森県災害廃棄物処理計画策定検討部会での検討を経まして、この度、計画案を環境審議会にご報告するということになりました。

それでは資料3-1に基づき説明いたします。

資料の大きな構成といたしましては、左端、第1章の計画策定の趣旨から右端の第8章、住民に対する相談窓口の設置及び広報まで、全部で8章の構成となっております。

まず第1章からでございます。1の背景及び目的でございます。本計画は、東日本大震災で災害廃棄物の処理に混乱が生じた教訓を踏まえまして、災害により大量に発生する災害廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、市町村、関係機関等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るため策定するものでございます。

また、もう1つの目的としまして、実際、災害廃棄物を処理する市町村の災害廃棄物処理計画策定にも資するものいたします。

2の計画の位置付けです。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」などを踏まえまして、県の地域防災計画などとの整合を図りまして災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものとなっております。

第2章でございます。1の対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害といたします。第4章で3つの巨大地震を記載しておりますが、これは県の地域防災計画において最大クラスのを想定したものであって、この災害廃棄物処理計画においてはこのクラスの地震にも対応できるものとしておりますが、これよりも小さな地震や水害等を含む災害にも対応できるようにしております。

2の対象とする災害廃棄物ですが、大きく2つに分かれます。1つは、地震や津波などの災害に伴い発生するもの、そして2つ目は被災者などの生活に伴い発生する生活ごみやし尿となります。

3の処理主体等でございますが、市町村の役割としまして災害廃棄物を処理することとなりますので、処理計画、そして発災後、実際に災害廃棄物を処理するための実行計画を策定することになります。県の役割としましては、処理計画策定の支援をはじめ、市町村への様々な支援を行います。事業者の役割としましては、県の要請に応じ災害廃棄物処理の支援協力などを行います。

4の災害廃棄物処理の基本方針です。4つの基本方針に基づきまして、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理することとしております。1つとして、生活環境の保全対策や環境モニタリングを実施し、生活環境の保全等を図ります。2つ目、災害廃棄物を可能な限り分別・再資源化し、最終処分量を減少します。3つ目として、関係機関、関係団体との連携・協力です。これによりまして災害廃棄物の円滑・迅速な処理や広域的な処理の体制を整備いたします。4つ目でございます。計画的な処理です。東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内に処理完了を目指すこととしております。

5番の災害廃棄物処理の段階です。災害廃棄物処理の全体を3段階で捉えております。表の左から時期区分、大きく3つ分かれております。そして災害応急対応をさらに3つに分けています。次に表の右、時間、期間の目安を記載しています。そして表の真ん中になりますが、時期の区分の特徴として、災害対策として一般的にどのようなことをする時期なのかを記載し、括弧書きで災害廃棄物対策としてどのようなことをする時期なのかを記載しております。

ここでの第5章以下では、この災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の3段階においてそれぞれ何をしなければならないのかという観点で記載しております。

続きまして第3章でございます。県は災害廃棄物処理対策のため組織体制を整理し、市町村、関係機関、関係団体と連携をした情報連絡体制や広域的な処理等に向けた協力・支援体制を整備します。

また、ちょっと飛びまして4の教育訓練のところでございますが、災害時に本計画が有効に活用されるよう、平常時に県や市町村、関係団体の職員等への教育訓練を段階を踏みながら継続して実施したいと考えております。

第4章です。県の地域防災計画では、次の3つの最大クラスの巨大な地震、津波を対象とした被害を想定し、災害廃棄物の発生量等を推計しております。なお、東日本大震災時に宮城における災害廃棄物の発生量は、この中で発生量が一番多い①の地震よりも多い廃棄物の量となっております。1,951万トンとなっておりますが、これにつきましても3年間で災害廃棄物を処理しております。

第5章です。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、発災前後において災害廃棄物の発生量、処理可能量を推計し、これに基づいての処理スケジュールや処理フロー

の作成が必要となります。市町村は県の推計値を災害廃棄物の発生量とし、予め実績比率での按分などによりまして処理可能量を推計します。発災後には被害状況を踏まえまして、処理可能量を推計することとしております。市町村は可能な限り早期の処理完了を目指し、適切な処理スケジュールを設定します。大規模災害時においても概ね3年以内の処理完了を目標といたします。市町村は、予め災害廃棄物の処理ごとに処理方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成します。発災後には、被害状況を踏まえ、処理フローを策定するとともに、被害情報等の更新などを踏まえまして、処理フローの見直しを行います。

第6章でございます。ここには災害廃棄物を処理するため必要となります収集運搬、仮置場、生活環境保全対策・モニタリング・火災防止対策、そして分別・処理・再資源化などの具体的な対策や方法をお示ししております。

ここでは2の仮置場と、5番、6番の広域的な処理、仮設焼却炉など、そして9番の災害廃棄物処理の進捗管理についてご説明いたします。

まず仮置場につきましては、市町村は発災後、速やかに仮置場を確保し、災害廃棄物を分別・保管し、そして処理、再資源化を行います。このため、市町村は予め仮置場を選定しておく必要があります。

5番、6番です。市町村は地域内で目標期間内に災害廃棄物を処理できない場合は、広域的な処理や仮設の焼却炉などの設置について検討します。

9番です。市町村は災害廃棄物の発生量、処理量及び残存量などで進捗管理を行います。また、県におきましても県全体の災害廃棄物の量を把握し、県全体の進行管理を行います。

第7章でございます。避難所では、避難所ごみやし尿が開設直後から発生することになることから、市町村は収集運搬・処理体制を整備し、避難所ごみやし尿の適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

第8章です。市町村は、被災者はじめ住民からの災害廃棄物の処理に関する様々な相談・要望・問合せに対応するため、相談窓口の設置と相談などに係る情報管理を行います。

また、市町村は仮置場の必要性、災害廃棄物の分別・排出方法、混乱に乗じた不適正処理の禁止等について、平常時から継続して啓発・広報を実施することとしております。

以上、計画案の概要の説明を終わります。

(熊谷会長)

はい。

(事務局)

循環型社会推進グループの鈴木と申します。私の方から、資料3-2を使いまして、ただ今の資料3-1の詳細及び補足的な説明のところをご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず資料3-2の3ページ、第2章、基本的事項等のところをお開きいただきたいと思います。ただ今の概要版の説明の中で、対象とする災害ということで地震災害及び水害、その

他自然災害というご説明を申し上げましたけれども、次に問題になるのが、おそらく災害の規模、どこら辺のものから対象にするのかということになろうかと思えます。

それにつきまして、表2-1をご覧いただきたいんですけども、3つございます。通常規模の災害、非常災害、大規模災害ということで、通常規模の災害としましては通常の台風による大雨被害ですとか、非常災害となりますと熊本地震とか、あるいは大規模災害ですと東日本大震災というのが事例ということになりますけれども、本計画としましては、非常災害または大規模災害、こちらのレベルのものを対象というふうと考えております。

特に本計画の6章にありまして、廃棄物処理法上の施設の設置に関する特例規定などの適用というのは非常災害以上のものを対象としておりますので、計画の対象、計画が当てはまるのは、一義としまして、非常災害以上のものというふうにご理解いただきたいと思えます。

続きまして資料3-2、5ページをお開きいただきますと、処理主体等の役割がございます、まず上から(1)市町村の役割というのがございます。これは、市町村につきまして処理責任のある処理主体として、極力地域内で災害廃棄物の処理を行うということ。それから(2)県の役割としましては、市町村に対する技術的な援助ですとか、⑤にありますとおり災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合の市町村からの事務委託というようところが県の役割となっております。

加えまして(3)にございます事業者の役割というところでございますけれども、ここの③をご覧いただきたいんですけども、多量の災害廃棄物を排出する事業者、有害物質等を含む有害廃棄物ですとか危険物、こういったものを排出する事業者は、これらの適正かつ円滑・迅速な処理に努めるというふうに計画に記載させていただきました。

続きまして9ページをお開きいただきまして、ここは災害廃棄物処理計画、それから災害廃棄物処理実行計画の見直しというところになっております。災害廃棄物の計画を作りましたら、作りっぱなしということではなくて、こちらの方の実効性の向上を図っていくことが必要になります。どのようにして図っていくかと言いますと、まず(1)災害予防のところがございます③になりますが、定期的な教育訓練ですとか研修を通じた見直しということを行っていきたいと思っております。そして(2)で実際に災害が起きた場合には、この処理計画に基づいて被害状況を踏まえた実行計画というものを作ります。こちらの実行計画の方も処理が進むにつれて改正、見直しということが入ってくるわけですけども、一旦、復旧・復興、災害廃棄物の処理が終わった段階で災害廃棄物処理実行計画がどのように見直されてきたかというところを、処理計画そのものの見直しに反映させる。そういうプロセスを通じまして、災害廃棄物処理計画の実効性を高めていくというところが必要になってきます。

続きまして16ページ、下の方に教育訓練というところがございます。この教育訓練につきましては、県、それから市町村が災害廃棄物処理計画を作るわけですけども、こちらの計画の内容を平常時から職員等へ周知するですとか、あるいは人材育成を図るというよう

なこともやっていく必要があるということで、計画の中に盛り込んでおります。

17ページをお開きいただきまして、上から4行目②のところでございますけれども、内容としましては、まず研修会としまして本計画の周知、それから座学形式のセミナーですとかワークショップといったことを実施する。あるいは③の教育訓練のところ、机上・図上訓練を行うですとか、実働訓練を行うといったように、習熟度に応じた形式を選定するというので、このような教育訓練というのを段階的に、かつ継続的に行っていくものというふうにしております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども第5章をお開きいただきたいと思っております。第5章が災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れということになっております。こちらの方では、まず最大クラスの地震を想定しまして、地域防災計画、地震、津波被害想定調査というのがございますけれども、その調査結果に基づきまして最大クラスの地震が起きた時の災害廃棄物の発生量というところを推計しております。それが26ページの表5-2になっております。

例としまして、1) 想定太平洋側海溝型地震をご覧いただきたいと思っておりますけれども、さきほどの地震・津波被害想定調査では可燃物から木くずまでの総量、合計値、それから津波堆積物の値というのが出されております。可燃物から木くずまでのまとまった数値としてしか出されていないものなんですけれども、表5-1、一番上になりますけれども、こちらの方に東日本大震災の実績を踏まえまして重量割合というものが出されております。これに基づいて按分した値というところを表5-2に掲載させていただいております。

それから27ページをご覧いただきまして、推計式5-1というところなんです。ここは災害廃棄物発生量の推計方法というところなんですけれども、先ほどご説明したものとどこが違うかといいますと、この推計式5-1については実際に災害が起きた時の被害実績、例えば建物全壊棟数、半壊棟数、あるいは津波があった場合の浸水面積を踏まえて災害廃棄物の発生量というのを推計しております。

1) が建物の全壊、半壊が発生した場合。これは全壊棟数に全壊した場合の発生原単位、半壊棟数に半壊した場合の原単位を掛けたものの和ということになっております。

2) は津波・水害で浸水被害が発生した場合というところで、ここは床上浸水世帯数×原単位+床下浸水世帯数×原単位ということになっております。

3) が建物の全壊、半壊、それから津波が起きた場合の発生量推計。これは1)+2)というところ。

さらに4) については津波堆積物が発生した場合になりますけれども、1)、2) に津波浸水面積×発生原単位というふうな形になっております。

ただ今申し上げた発生原単位というのが表5-3に載せております。全壊、半壊から津波堆積物に至るまでの発生原単位です。全壊、半壊の部分につきましては、木造住宅、あるいは鉄筋、それから大規模建物ですとか公共建物といったものも含めた数字で117トン/1棟という値になっております。

それから③災害廃棄物処理可能量の推計というところですが、今、発生量の推計を説明しました。それに対して発災した時の施設の処理可能量はいくらなのかというところの説明になりますけれども、資料編のところを後ほどご覧いただきたいと思いますが、焼却ですとか破砕ですとか、中間処理施設については通常時の処理能力に災害時の機能低下による一定割合を乗じて求めています。また最終処分場については、埋立実績に災害廃棄物分の一定割合を乗じて処理可能量というのを設けております。

2) でございますけれども、このようにして求めた処理可能量を各市町村での処理実績値、処理量の比率で按分しまして処理可能量というのを求めるということです。先ほどの発生量推計と比較しまして、既存の施設だけでは処理しきれない、あるいは相当の年月を要してしまうという場合には、処理主体である市町村においては広域的な処理ですとか、あるいは仮設焼却炉の設置を検討するという形で災害廃棄物の処理を進めていくということになります。

続きまして第6章、災害廃棄物の処理方法をご覧いただきたいと思います。こちらが実際に災害廃棄物を処理していく上での処理方法に関する記載ということになっておりまして、1番目が収集運搬、一番下の表6-1をご覧いただきますと、収集運搬体制整備に当たっての検討事項ということで、まず収集運搬方法としてはダンプトラック等による収集運搬ですとか、場合によっては鉄道輸送であったり水上運搬の可能性も検討していくということ。それから36ページが一番下に優先的に回収する災害廃棄物がございまして、有害廃棄物ですとか危険物は優先的に回収する。冬季であれば着火剤、特に夏であれば腐敗性の廃棄物というものは優先的に回収するというのがポイントになってきます。

続きまして、仮置場に入っていきたいと思います。仮置場につきましては、39ページをご覧いただきまして、先ほど災害廃棄物の発生量推計というところをご説明しましたけれども、推計式の6-1で面積の算定方法例というのを載せております。この出し方は四角囲みのところで、集積量、災害廃棄物の量を比重で割って、積み上げ高さ5mで割りますと面積が出てくるというような形で推計します。

この推計面積に従いまして、③仮置場の候補地の選定というところですが、面積ですとか設置場所、それから仮置場の設置数を考慮して、予め仮置場の候補地を選定するという作業が必要になってきます。

引き続きまして44ページ、3番、生活環境保全対策、環境モニタリング、火災防止対策というところです。まずこちらにつきましては、環境モニタリングあるいは生活環境保全対策というところで、仮置場であったり、あるいは損壊した家屋の解体撤去現場において環境影響ですとか生活環境保全対策、それから環境モニタリングの実施内容について事前に整理するという作業が必要になります。これにあたりましては、「また、市町村は」の段落になりますけれども、化学物質排出移動量届出制度、通称P R T R制度と言われているものですが、これを活用しまして有害物質、化学物質等の情報を収集するという作業でいきたいと考えております。



この他、46ページをご覧くださいと、先ほどご説明しました仮置場についての火災防止対策というのがございます。

47ページをご覧くださいまして、1)でございますが、災害廃棄物の積み上げすぎによってメタンガスが発生して、火災の発生につながるということで、高さは5m以下に制限するという。それから散水を実施したり放熱、ガス抜き管の設置といったことを行います。

2)で、日常から温度監視ですとか一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うというところを入れております。

47ページ、4番、分別・処理・再資源化です。予め、その廃棄物の種類ごとに処理方法ですとか再資源化方法を把握するということが必要になります。

(1)災害予防ですけれども、②にございます、処理期間の短縮などに有効ですので、撤去段階から災害廃棄物を分別するというを積極的に実施する。それによりまして、最終処分量が減少しまして、最終処分場の延命化につながるというところがございます。

それぞれの災害廃棄物の種類ごとの処理方針というのが49ページ以降にございます。49ページですと、まず木くずをご覧くださいまして、原則としてチップ化するですとか、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂分離を行うというようところがございます。

腐敗性廃棄物につきましては、水産廃棄物は冷凍保存されていないものから優先して処理するという。畳も、また同じ腐敗性廃棄物ですけれども、火災の原因となりやすいので、こちらは高さは2m以下に抑えるというようところに留意する計画内容となっております。

それから63ページ、ちょっと飛びまして思い出の品、11番でございます。所有者等にとって価値があると認められるもの、思い出の品というふうに呼ばれますけれども、これについては回収、保管して、所有者に引き渡しするという留意点がございます。こちらにつきましては、所持禁制品等の関係がありますので、警察の方とも調整しながら行っていくということになります。

64ページの表6-9には対象例がございまして、思い出の品の対象例として位牌、アルバム、卒業証書ですとか手帳、パソコン、ハードディスクといったようなものを掲載しております。

以上の処理を続けまして、70ページのところに災害廃棄物処理の進捗管理がございまして、発生量、処理可能量等の見直しですとか処理フローの作成をやることによりまして災害廃棄物処理の進捗管理を行うという流れになっております。

ちょっと飛ばしまして78ページの第8章、住民に対する相談窓口の設置及び広報というところがございますけれども、実際に災害廃棄物の処理をどうやってやっていくかという上では、やはり排出の段階が非常に大事ということですので、先ほどもご説明しましたけれども、78ページ、真ん中、2番の住民等への啓発・広報とありまして、仮置場の必要性ですとか災害廃棄物の分別排出方法、それから不適正処理の禁止といったところを、災害が起きてからではなくて、平常時から継続して啓発広報をやっていくということにしており

ます。

加えまして、79ページ、(3) 災害復旧・復興ですけれども、特に復旧・復興期においては情報提供不足によりまして市町村住民の方々の不安が発生しやすいというところもありますので、それを解消するためにホームページ等の媒体を通じて生活環境の保全対策、あるいは廃棄物処理の進捗状況等を周知していくという作業が必要になってくるというところ です。

資料3-2についての説明は以上になります。

(事務局)

環境政策課、千田でございます。

続きまして資料3-3で、事前に委員の皆様からいただいたご意見、ご質問に対する対応方針について、主なものについて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず資料3-3、1ページ目でございます。1の全般について、ということで糠塚委員の方からいただいております。意見の中段ほどで、「一般の市民にとっても大きな関心事で、目を通す機会があるかもしれないので、専門用語等については注釈を入れた方が良いのではないか」というご指摘でございます。

これについては、対応方針として、一番下の段落にありますけれども、本計画に関する市町村担当者・住民の理解に資するように、フレコンバッグ、トロンメル等の専門用語につきましましては注釈を追記することとしたいと思っております。

2つ目の全般について、内容としまして、「例えばP2、2の本計画の位置付けには、図1-1があるが、本文に引用されていないので、何のためにここに置かれたかを読者は推察しなければならず、曖昧さが生ずる。また、特に第4章までは同様のものが多いように思われる」というご指摘でございます。

こちらについては、参照先の図表につきまして、本文中に図表番号を明記して、本文での引用を行って、分かりやすく、曖昧さを無くしたいと思っております。

3つ目として、全般について、鈴木委員からのご指摘でございます。「図のキャプション配置を図本体の下側に修正してほしい」というご意見でございます。

こちらについて、見出しタイトルについては図も表も全て、第5次青森県環境計画等の例を踏襲しまして、本計画でも上側に配置することとして統一してございます。

めくっていただいて2ページ目になりますが、4番目として、1ページ目の東日本大震災の位置付けとして鈴木委員の方からご意見でございます。「東日本大震災の経験は、「混乱が生じた」だけで済む話なのか。東日本大震災の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理対策の重要性について記載しなおした方が良いのではないか」というご指摘でございます。

対応方針、2段落目の方ですが、災害廃棄物については被災後、一定期間内に大量に発生し、様々な性状のものが混ざり合うため、仮置場や収集運搬車両等の確保、分別回収・処理が困難になるなどの課題があることや、人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれ

があることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためにはどのような対応が必要かとの観点に立って案を作成しているところをごさいます、本計画の第1章の計画策定の趣旨の中で、処理対策の重要性を盛り込んでいるところをごさいます。

続いて5番目の対象とする災害の規模をごさいます。鈴木委員から、「本計画において対象とする廃棄物は、通常規模の災害から大規模災害までの全てを対象とするのか。全てを対象とするのであれば、その旨記載したほうが分かりやすい」というご指摘をごさいます。

これにつきましては、対応方針としまして、第一義的には対象とするのは、本計画では非常災害及び大規模災害にあたる災害をごさいます。また、1段落目の次に「なお、本計画は、表2-1の非常災害及び大規模災害に当たる規模のものを基本としていますが、本計画の事項を踏まえることによって、通常規模の災害にも対応することが可能となります。」という旨を追加したいと思っております。

続いて項目6をごさいます。鈴木委員からのご指摘をごさいます、4ページ目、5ページ目のところですが、県の役割のところ、⑤の1行目の中で、「事務委託となる状況について「必要に応じて」となっています。東日本大震災の事例を参考に行政機関の喪失や膨大な廃棄物が発生し市町村単独での処理が困難な場合など詳しく記載した方がよいのではないか」というご指摘をごさいます。

こちらについては、2段落目のところをごさいます、市町村から県への事務委託は、市町村における処理に著しい支障が生じた場合に行われることになるものと考えております。その判断に当たりましては、災害の規模ですとか市町村の規模、発生した災害廃棄物の処理能力等種々の要素を総合的に考える必要をごさいますので、状況に応じて個別具体的な検討が必要になるという観点で「必要に応じて」という表現により記載させていただいているところをごさいます。

8項目目で組織体制をごさいます。鈴木委員からのご指摘をごさいます、環境生活部における組織体制との関係をわかりやすくするために、各部を詳細表記に修正した方がよいのではないか」というご指摘をごさいます。

これについては、現在、県の防災危機管理課におきまして、地域防災計画、県の全体の計画の関係等のマニュアル等の修正を行う予定をごさいます、新たな組織図には各部の名称も記載される予定でありますことから、この修正に、防災危機管理課の修正に合わせて地域防災計画等からの引用図表等について修正したいと考えております。

続いてめくっていただいて3ページ目になります。10番目と11番目の糠塚委員のご指摘をごさいます。「災害廃棄物処理支援ネットワークについての応援協定の締結状況ですとか現在の活動状況など、詳しい説明がほしい」というのと、「D. Waste-Net」の表記については、例えば「災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) のようにするべきではないか」というご指摘をごさいます。

「D. Waste-Net」につきましては、この欄に記載されておりますように、環境省・地方環境事務所を中心に、国立環境研究所その他の研究・専門機関、廃棄物処理や建設業等の関係

団体から構成されておりまして、非常災害等の発生時に、現地支援チームを派遣し、仮置場の確保や分別等に関する技術支援等を行っているものでありまして、その旨について、本文中に追記をさせて頂きたいと思っております。

また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）という表記に修正させていただきます。

続いて12番目、糠塚委員のご指摘でございます。図4-1、19ページ、20ページですが、「平成24・25年度青森県地震・津波被害想定調査」、「図4-2の想定調査の意味するところについて、説明が必要と思われる」というご指摘でございます。

こちらについては、図4-1、4-2は、3つの地震について、地震動・液状化危険度の予測及び津波シミュレーションを行うために設定した震源モデルでございますので、その旨を本文中に追記いたしまして、タイトルも修正したいと思っております。

続いて14番目、糠塚委員からのご指摘でございます。処理スケジュールのところ、28ページ目の処理スケジュールの3行目に、「大規模災害時においても、概ね3年以内の処理完了を目指す」とあるけれども、東日本大震災の実績から見て可能という判断か」というご指摘でございます。

こちらについては、本計画に処理完了までの目標期間につきましては、災害廃棄物対策指針において、東日本大震災等の処理の実績を勘案して示された発災後の処理の流れに関する考え方等を踏まえまして、実際に宮城県や岩手県が3年以内に処理を完了させているという実績も踏まえまして3年として記載しているところでございます。

続いて、めくっていただいて4ページ目になります。15番目、鈴木委員からのご指摘でございます。総合調整チーム、組織になりますが、「チームの役割として、連絡手段の確保を加えてはどうか」というご指摘でございます。

こちらにつきましては、この計画で具体的な連絡手段についての言及はしてございませんが、移動型の防災無線等、ライフラインの支障に影響されない通信手段等については、全体的な県の地域防災計画の中におきまして全体的な防災体制の構築の中で確保することとされているところでございます。

続いて17番目、処理フローの考え方でございます。鈴木委員からのご指摘でございます。「災害廃棄物処理の基本的な処理プロセスが理解しにくいいため、災害廃棄物種別ごとの処理方法を含む基本的な処理フローを示してはどうか」というご指摘でございます。

本計画のフローにつきましては、災害廃棄物種別ごとの処理方法の流れではなく、想定される3つの最大クラスの地震等における災害廃棄物の発生量ですとか処理量等の流れを把握することを主眼に作成してございます。

1つ飛んで、次の段落で、災害廃棄物種別ごとの処理方法につきましては、49ページの表6-7で詳細に記載しております。市町村におかれましては、こちらのフローと種類別ごとの処理方法を見ていただいて、処理計画や実行計画の策定時に、仮置場の数や再資源化等の方法とその量を踏まえて処理フローを作成していただいて、これに基づいて災害廃棄物

処理の進行管理を行うこととしてございます。

めくっていただいて5ページ目の19番目になります。36ページ、鈴木委員からのご指摘でございます。「表6-1の一番下のところに「夏季における腐敗性廃棄物」の「夏季における」は不要ではないか」というご指摘でございます。

こちらにつきましては、2段落目中ほどに記載しております。特に夏季においては腐敗の進行が早く、悪臭の発生が発災後の早い段階から懸念されることから、収集運搬体制の整備に当たっては、有害廃棄物や危険物と同様に、またそれ以上に優先して回収すべきであることを記載したものでございますので、この点を明確にするため、こちらの腐敗性廃棄物の前にも、その上にもあります「冬季に多く発生する着火剤云々」というところも合わせて、2ヶ所、それぞれの文頭に「特に」を追記して修正することとしたいと思っております。

続いて21番目、被災事業所周辺のモニタリングで、糠塚委員からの指摘で、中ほどに、「例えば、有害物質を保管している事業者が被災した場合は、その周辺のモニタリングが必要ではないか」というご指摘でございます。

こちらについては、2段落目中ほどです。なお、青森県地域防災計画において、災害応急対策を講じるべき項目の1つとして「環境汚染防止」を挙げておりまして、工場や事業所からの有害物質の流出等による二次災害を防止するため、事業者の指導・モニタリング調査を行うこととされておりますことから、有害物質を保管している事業所周辺のモニタリングについては、こちらの地域防災計画の本項目に基づいて措置されることとなるものと考えてございます。

続いて、めくっていただいて6ページ目でございます。25番目、49ページになりますが、鈴木委員からのご指摘でございます。「腐敗性廃棄物の中での穀物や飼料等が津波等により浸水した場合、発酵ガス発生から火災に発展することも想定されることから、火災についても記載した方がよい」というご指摘でございます。

こちらにつきましては、表6-7において、自然発火による火災の原因となりうる旨を記載しておりますけれども、災害廃棄物対策指針及び技術資料におきまして、穀物・飼料等に起因する火災についての記載が確認できないことから、今回は本計画においても記載しないということにしたいと考えております。

続いて29番、一番下になります。吉尾委員からのご意見、質問でございます。「現在、すでに計画を策定済みの市町村はどれくらいになるのか。また未策定の自治体の完成予定はいつか」というご質問でございます。

県内では4市町、八戸市・中泊町・五戸町・田子町において計画を策定しておりますけれども、いずれの市町におきましても災害廃棄物対策指針に記載されている災害廃棄物の発生量ですとか処理可能量等の推計等を踏まえていないということから、県といたしましてもこの対策指針の内容を踏まえた計画の見直しを求めていく必要があると考えてございます。また、市町村に対しては計画策定に関する説明会も2回開催しておりますし、今後も研修会や説明会を開催する中で、市町村の皆様には早期の計画策定を求めていきたいと考えて

ております。

以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

すいません、会議の終了予定を過ぎていますが、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

それでは資料3-3で意見を言った方たち、だいぶ修正とか考慮していただけるような回答を行っておりますけれども、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

鈴木です。まず回答をいただいたことに関しては、概ねいいと思います。あと、資料3-1、今、見つけたところなんですけれども、第3章、1. 組織体制の(1)災害対策本部のところ、一番最後です、県災害対策本部が、概要のところ、災害対策本部というタイトルなのに、ということで、これ、「が設置」じゃなくて「を」じゃないですか。

(事務局)

分かりました、ありがとうございます。

(鈴木委員)

あとは、言葉の問題ですけれども、「最終処分量を減少」というのはなかなか使わない言葉なので、環境省の指針にはそう書いてあるかもしれませんが、例えば災害廃棄物に関する条文では、減量あるいは低減という言葉を使う。ここは要検討だと思います。引き続き検討をお願いします。

あとは時間がないので。

(糠塚委員)

最初にちょっと恐縮なんですけれども、名前の漢字が間違っていますので。糠の字は砂糖の糖ではなくて米糠の糠です。

(事務局)

申し訳ありません。

(糠塚委員)

いえいえ、最近のパソコンで、これで変換されてしまうので。前はこれで変換されることは無かったんですけれども。

(事務局)

申し訳ありません。

(糠塚委員)

よくあることなので。

それで、14番ですが、私が言いたかったのは、図5-1は非常災害で、処理スケジュールの方は東日本ですから大規模災害ということで、最初に災害規模を区別して、非常災害と大規模災害とされていて、それぞれの処理を見込んでいるということだったんですけれども。

図5-1は非常災害なので、ひょっとしたら3年を見込む必要がないのか、それとも図5-1は非常災害ではなくて大規模災害というタイトルにした方がいいのか。そのことをちょっと言いたかったんです。

(熊谷会長)

どうですか。お願いします。

(事務局)

ここに関しては、定義で3段階に分けておりますが、当初、非常災害というのに大規模災害も実は含んだ概念でやっていたものですから、そこ、ちょっと間違いのないように書きたいと思います。

これは、いずれにしても3年で計画完了を目指すというものでございます。

(熊谷会長)

いろいろ前向きな意見、ありがとうございます。

他にございますか。どうぞ。

(関下委員)

以前、今のおいらせ町のところに風で煽られてタンカーが座礁して、重油が漏れ出して大規模災害になったことがありますけれども。原因が風なんですけれども。自然災害にこういうケースも含まれてくるんでしょうか。

それから、その時に問題になったのが、ボランティアの参加、今回の津波の時もそうなんですけれども、参加した人たちの中からやはり肺炎の問題であるとか健康被害が出てきたんですけれども、そちらはこの計画で扱うものなのか、それとも上位の防災計画の方で扱うものか、という部分がちょっと分かりづらいのかなと思いました。

(事務局)

まずボランティアの方は地域防災計画で一括で多分きちんと割り振りしないとダメだと思いますので、そちらの方でやっています。

ただ、私ども、今後、市町村とかを対象としました教育訓練においては、そういうことも

含めて策定していただきたいと思っております。

それから今、おいらせ町のタンカーの話なんですけれども、今、明確にお答えできないんですけれども。別な法律、海洋汚染防止法とか、そっちの方もちょっと考えられるかなと思っているんですけれども。すいません、そこはちょっと確認させていただければと思っています。

(関下委員)

大規模に汚染が起きると、オイルの処理というもの。

(事務局)

そこは排出者が考えられます。また、通常の海岸漂着物については、県の海岸管理者とか、市町村が海岸管理者になるわけですので、一義的にはそこで対応することになると思います。

(熊谷会長)

他にどうでしょうか。はい、どうぞ。

(沼田委員)

すいません、仮設の焼却炉とか仮置場について質問をしたいんですけれども。選定をして確保するというふうに書いているんですが、確保というのは借り上げてしまうということなのか、借り上げる契約の予約的なことをするという事なのか。まずそこを聞きたいんですね。

なぜかと言うと、東日本大震災でも復興とか中間貯蔵施設が相続登記未了問題で、非常に遅れたという実例がありますので、おそらく選定されるような土地というのは非常に郊外で広範囲な土地だと思いますので、おそらく所有者不明土地と言われる相続登記が長年放置された土地がたくさん含まれているのではないかと思うんですね。いざ、選定して、そこを借り上げるという段階で所有者が判明しないと相続調査とか、非常に時間をかけたり煩雑な手間がかかるので、スケジュールの中にそういったものも含めておかなければ、いざという時になかなか、ここがいいんだけども借り上げられないとか、そういうことでものすごい時間がかかることがあるので、その辺をこのスキームでどのように盛り込んで、確保というのをどこまで考えていらっしゃるのか。そこをちょっと確認したいのですが。

(事務局)

まず仮置場の方は、発災前と発災後に分けられると思うんですけれども、当然選定をしておくというのは発災前になるわけなんですけれども。市町村が選定すること、最終的には選定することになると思うんですけれども。その選定先の1つとして、所有者が不明なものを対象にするかしないかというのも多分あると思うんです。それから市町村の所有地であるもの、それから県の所有地であるもの、または国の所有地であるもの。そして民間の土地というこ



とになると思いますので。

通常を考えれば、選定しておくというのが大前提になりますので、そういうところはなかなか手を付けないのではないかなというふうにも考えております。

ただ、沼田先生がおっしゃるとおり、そこが一番いいとなれば、やはり何らかの手当はしなければならぬと考えております。

それから確保につきましては、望まれる形とすれば、もう事前にお話をして、いつでも、契約とまではいなくても災害が起こったらもう賃貸借できるような体制を整えておけばベストだというふうに考えております。

(沼田委員)

おそらく、私は本業が司法書士なので登記のことをいろいろ考えているのですが、郊外で広範囲となると、丸々市とか村の所有地というのは難しいと思うんですね。一般の方の所有が入り組んだ形でという土地は、多分多かれ少なかれ出て来ると思いますので、これは早く対策をしないと大変じゃないかなというところで考えていました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございましたら、どうぞ。はい、どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

昨日のニュースでしたか、北海道の東方沖で、近いうちに大規模な地震が起きると想定されるというニュースがありましたけれども。この計画も、市町村への説明とか研修会、早めにやっていった方がいいんじゃないかと思います。回答はいりません。

(熊谷会長)

背景にも書いてありますけれどもね、大震災の時に混乱したということで準備をとということで、多分、ただ想定外のことを想定して計画を立てるということは初めての経験じゃないかと、県の方も我々もということでございますので、いろいろ試行錯誤をしながら、見直しながらやっていくということ。

ただ、防災と一緒に教育訓練をやらないと、先ほど言ったように連絡というのは防災計画の方できちっとやらないと、災害それが一番大事なんだと、災害廃棄物処理が一番大事なんだと言ったら本末転倒ということがありますので、やっぱり両輪の輪、バランスをとって進めなければいけないと、今までと違う計画じゃないのかなと。どこか譲ったり、いろいろ先にやりますよとかいうふうな現実、災害が起きた時は、ということかなと思っています。

いかがでしょうか。まだまだあるとは思いますが、先ほどの温暖化の方もそうですけれども、こちらも今日の意見、議論を踏まえて十分修正して、次回、諮問ということになると思います。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事は以上をもちまして終わりましたので、事務局にお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして環境生活部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

(鈴木部長)

熊谷会長はじめ委員の皆様には、長時間にわたり慎重かつ熱心なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

お蔭をもちまして、青森県地球温暖化対策推進計画改定案及び青森県災害廃棄物処理計画案につきまして、大変貴重なご意見をいただくことができました。この2つの計画につきましては今回の審議結果及び別途今後実施いたしますパブリックコメントの意見を踏まえて必要な修正を加えた上で、次回の環境審議会で諮問、答申いただきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

次回の委員会でございますが、2月14日、同じ時間帯でこの場所を予定して調整をただ今、しているところでございます。諮問案件が、今の2件を含めまして5件となります。それから報告案件が1件ございます。また事前に委員の皆様にご意見を照会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第29回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。